

岐阜県広域化予防接種事業とは・・・

岐阜県内に居住の方で次の対象者の方は、住所地以外の医療機関（県内の協力医療機関）でも予防接種法に基づく定期予防接種を受けることができます。

定期予防接種とは・・・

国が「一定の年齢になったら、受けるように務めなければいけない」とし、感染力が強く、予防の必要性が高いものです

対象者

- 1 表面の「乳幼児予防接種 委託医療機関一覧」以外の市町村にかかりつけ医がいる方
- 2 やむを得ない事情により、表面の「乳幼児予防接種 委託医療機関一覧」での予防接種を受けることが困難な方

※定期予防接種の対象者に限ります

希望の方は・・・

- ・岐阜県のホームページで「岐阜県広域化予防接種事業」を検索し確認することができます。
- ・接種可能な医療機関であれば、本市の予診票を用いて接種できます。
- ・本市への申し出は不要です。（H28. 4. 1より）

○インターネットでの検索方法

「岐阜県庁」→キーワード検索にて「広域化」と入力→「岐阜県広域化予防接種事業」→「協力医療機関（接種可能医療機関・ワクチン）」

岐阜県庁アドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp>

広域化アドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kouikika.html>

QRコード



※A類→主にお子様の予防接種

※B類→高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌

【注意事項】

岐阜県広域化予防接種事業の協力医療機関（登録医師）でない医師による接種を受けた場合は、岐阜県広域化予防接種事業の対象にはなりません。

この場合、接種費用は全額保護者の方の負担になりますのでご了承ください。